

建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により、次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を委任することとした。

平成二十九年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委任することとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

法第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項に規定する建築物

エネルギー消費性能適合性判定の業務

二 委任することとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始日

平成二十九年四月一日

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を委任する日

平成二十九年四月一日